

5 佐藤英行議員

- 1 漁業・水産加工業、製造業を核に、歴史と文化、自然をコーディネートした観光の推進を
- 2 特別支援教育と「特別支援教育の生涯学習化」について
- 3 泊原発1, 2号機そばのF-1断層と安全対策及び重大事故等対策について



1 漁業・水産加工業、製造業を核に、歴史と文化、自然をコーディネートした観光の推進を

一次産業は六次産業化する基本の産業であります。漁業は燃料・造船・機械・食料・鉄工所・電気・包装資材・運輸等々の様々な業種に波及し、雇用も大きなウエイトを占めます。農業も然りであります。水産加工については高い水準の技術を持っており、本州に高品質で相当数移出しております。しかしながら、漁業、農業も後継者が不足し、だんだん従事者も減少してきています。水産加工業についても廃業する加工業者が目立ってきています。

平成31年度の町政執行方針で町長は、漁業振興対策、農林業振興対策をそれぞれ述べられておりますが、前年度の執行方針と読み比べますと、引き続き、が、一か所入っただけで、あとはそっくりそのままであったことに驚きを禁じえませんでした。

そこでしか食べられないもの、特色ある歴史、裏打ちされた文化、そして自然と安らぎ、このようなことを観光客は求めて来ると私は考えています。

漁業・水産加工からの様々な海産物、タラコ、身欠きにしん等々の水産加工品、日本、北海道日本海側では有数の港を有し、量は少ないが食味の良い岩内のお米、かつての繁栄期から続いている製造業、どっしりと構え続けている創業100年を超す老舗の存在、北海道指定文化財となっている縄文前期から中期の東山円筒文化遺跡、北海道の名付け親の松浦武四郎が訪れる際、揮毫した歴史的価値の高い熊野神社の扁額、東京以北最大といわれる木造の阿弥陀如来大仏像、ニシン漁最盛期からある文化的価値の高い品々、連綿と続いている岩内神社祭典における神輿の練りと赤坂奴の演舞、町民が支え続けてきた木田金次郎を嚆矢とした岩内派を生み出した絵の町、背に季節の移ろいとともに変化する、ニセコ山系、前は奇岩奇石が押し寄せ夕日が美しい雷電海岸、日本夜景遺産に認定された岩内町から、積丹半島を俯瞰し漁火も美しい円山からの夜景、安らぎを与えてくれる温泉

宿、等々、岩内町には様々な資源がまだまだあります。

まさに、岩内町は港町であり、食の町であり、歴史・文化の町であり、そして豊かな自然を有する町でもあります。

私は、漁業、農業、水産加工業の振興を核とし、食と歴史と文化、自然をトータル・コーディネートして観光を推進する、このようなことが求められていると考えています。

町長の観光に対する所見をお伺いします。

【答 弁】

町 長：

漁業・水産加工業、製造業を核に、歴史と文化、自然をコーディネートした観光の推進を、についてであります。

観光を取り巻く環境は、人口減少や若者の旅行離れなどによる国内旅行市場の縮小傾向に対し、訪日外国人旅行者数は順調に伸び、今後さらに拡大していくことが予想されております。

こうした目まぐるしい変化をする時代において、これからの観光振興につきましては、訪れる観光客の多様なニーズに対応しながら、さらなる地域ブランド力の向上により、観光消費を拡大させ、地域経済全体の活性化を図っていく必要があると考えております。

特に、観光による消費活動は、宿泊業・運輸業・旅行業など、観光に直接関わる産業だけにとどまらず、商工業・製造業、農林水産業をはじめ、地域の様々な産業へ幅広く波及し、経済効果や雇用を創出するなど、広い範囲の企業が恩恵を受ける裾野の広さがあり、地域経済のリーディング産業になり得るものと期待しているところであります。

このため、それら波及する各種産業における生産活動において、原材料や人材などの確保を、どれだけ地域内から調達しているかという域内調達率が重要であると、認識しているところであります。

具体的には、観光客がたくさん訪れて、地域全体の消費活動が増えた場合に、地域内における調達率を高めなければ、持続的な経済循環を生み出す結果にならないものであり、観光客の視点で考えた場合においても、地場産品であることや、そこでしか購入できない商品であるという本質を追求していくことが、地域独特の付加価値になるものであり、このことが町に求められていると考えているところであります。

したがいまして、こうした課題を解決するためには、自然、食、温泉といった地域の持つ優位性と、歴史・文化、生活、産業など、地域の持つ特性を、観光資源として磨き上げていくとともに、今後の具体的展開としては、地域内で生産される食材を活用した料理の提供や、地域内の素材を活かした土産品の販売、付加価値の向上に資する地域ブランドの確立、地元ガイドの育成を通じた各種体験メニューの提供など、これらの取り組みが産業の枠を超えて地域の様々な関係者の参画を得て進めて行く、そのための仕組みづくりが、大変重要であると考えております。

いずれにいたしましても、観光という分野は、産業振興以外にも、歴史・文化、人材育成、景観、環境に至るまで、幅広く展開・連動していくものであることから、行政においても関係部署との横断的な連携により共通認識を図りながら、観光振興を推進してまいりたいと考えております。

< 再 質 問 >

観光が岩内町経済のリーディング産業になり得るということではありますが、岩内町における現在の観光の主な資源は、過去の水産業の経済によって支えられてきたものです。地域独特の付加価値、優位性、観光資源、地域ブランドの確立等々の取り組みを関係部署との横断的な連携によりとの答弁がありましたが、どのように連携して推進していくのかお伺いします。

【答 弁】

町 長：

漁業・水産加工業、製造業を核に、歴史と文化、自然をコーディネートした観光の推進について、関係部署との横断的な連携によりとの答弁がありました。が、具体的には、どのように推進していくのか、についてであります。

具体的な取り組みといたしましては、観光振興に係る各種事業を進めていく過程で、庁舎内においては、一次産業をつかさどる部署や、歴史・文化的資源を所管する部署との連携はもちろんのこと、岩宇地域による広域的な連携としても、平成28年度より実施している岩宇まちづくり連携事業においては、行政をはじめ、民間も含めた検討組織を形成し、観光コンテンツの磨き上げや、体験プログラムの開発などを進めており、観光地経営の視点に立った、観光地域づくりに向けて、コーディネート役を担うDMO組織の形成に係る、検討事業を中心に取り組んでまいります。

2 特別支援教育と「特別支援教育の生涯学習化」について

特別支援教育の理念として文部科学省は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う、としており、さらに、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるもの、としています。

北海道教育委員会によると特別支援学級に在籍している児童生徒が小中学校合わせて、平成20年と29年度を比較すると約1.9倍に増加しており、特に、自閉症・情緒障がい特別支援学級在籍者が約2.3倍に達していると報告しております。

岩内町において、身体・知的・精神、発達障害含む障がいを持って、特別支援教育の対象になっている児童生徒数の平成20年度と平成29年度を比較、割合も含めて、その結果は。

特別な支援を必要とする児童生徒の把握は、どのように行っているのか。

義務教育課程を終了後の進路先の1つとして、特別支援学校高等部がありますが、職業学科を設置しているところもあるべきところもあります。募集人員も限定されており、宿舎がないところもあり、希望の特別支援学校に進学できないケースも多いと聞いています。本人と相談して1年以上、前から学校訪問をして情報を得、本人の希望を叶えていくことも重要と考えます。

過去5年の岩内町における義務教育課程を修了した特別支援学級の児童生徒の進路は。また、追跡調査は行っているのか。行っているとすれば現在どのような生活を送っているのか。

平成29年4月に文部科学大臣のメッセージにおいて、障がいのある方々に対して、これまでの行政は、学校を卒業するまでは学校教育施策、卒業してからは、福祉施策・労働施策によってきたが、これからは教育施策、スポーツ施策、福祉施策、労働施策等を連動させた、特別支援教育の生涯学習化が重要と述べています。

特別支援教育の生涯教育化とは、まさに私たちに問われているのです。

障がい者が不安もなく安心して社会に希望をもっていけるよう、特別支援教育の生涯学習化を岩内町としてはどのように実践していくのか。

【答 弁】

教育長：

特別支援教育と特別支援教育の生涯学習化について、4項目にわたるご質問であります。

1項めは、岩内町において、身体・知的・精神障がいを持って、特別支援教育の対象になっている児童生徒数の平成20年度と平成29年度を比較し、その結果は、についてであります。

本町において、平成20年度に特別支援学級に在籍していた児童生徒数は26名で、全児童生徒の約2.1パーセント、平成29年度に特別支援学級に在籍していた児童生徒数は39名で、全児童生徒の約4.9パーセントであり、平成20年度と平成29年度を比較しますと1.5倍と増加しております。

2項めは、特別な支援を必要とする児童生徒の把握はどのように行っているのか、についてであります。

新入学を予定している幼児や在学中の児童生徒の中に、発達障がいなどによる、特別な支援が必要と考えられる子ども達の把握につきましては、北海道立特別支援教育センターが実施する巡回教育相談の周知や、各学校で配置している、特別支援コーディネーターや幼稚園及び保育所の実務担当者、保健士等で構成する岩内町特別支援教育連携協議会による相談体制などに加え、新入学児童を対象とした就学时健康診断において実施する、知的スクリーニングテストなどにより把握をしているところであります。

教育委員会といたしましては、今後も関係機関との連携を図り、特別な支援を必要とする児童生徒の早期発見・早期療育支援を進め、効果的な対応に取り組んでまいりたいと考えております。

3項めは、過去5年の岩内町における義務教育課程を修了した特別支援学級の児童生徒の進路は、また、追跡調査は行っているのか、行っているとすれば現在どのような生活を送っているのか、についてであります。

過去5年間の岩内町における、義務教育課程を修了した生徒の進路といたしましては、平成25年度、小樽高等支援学校に進学した生徒1名、平成26年度、小樽高等支援学校に進学した生徒2名、余市養護学校高等部に進学した生徒1名、平成27年度、小樽高等支援学校に進学した生徒2名、余市養護学校高等部に進学した生徒2名、平成28年度、小樽高等支援学校に進学した生徒4名、余市養護学校高等部に進学した生徒3名、就職1名、平成29年度、小樽高等支援学校に進学した生徒6名となっており、5年間の卒業生22名中、21名が進学しております。

また、学校や教育委員会において、進学及び就職後に関する追跡調査などにつきましては、個人情報の問題により、調査には、至っていないところであります。

こうしたことから、義務教育課程を修了した生徒に関する、現在の生活状況等の把握はできていない状況であります。

4項めは、特別支援教育の生涯学習化を岩内町としてはどのように実践していくのか、についてであります。

文部科学省では、障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実のため、福祉、保健、医療、労働等の関係部局と連携した進学・就職を含む切れ目のない支援体制の整備、障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援する特別支援教育、障害者スポーツや障害者の文化芸術活動の振興等に総

合的に取り組むこととし、市町村の教育委員会に対し、各所管における連携体制の整備や障害者のスポーツ・文化芸術活動の充実に努めることなどについて、依頼がありました。

こうした中、教育委員会として実施している障害者への生涯学習に対する取り組みといたしましては、障害者が福祉の増進を目的として岩内町民体育館を使用する際、使用料を減免し、スポーツ活動の推進を図っていることに加え、木田金次郎美術館や岩内町郷土館の観覧料の減免や、岩内地方文化センターにおいて実施する自主文化事業に町内の福祉施設に入所している方を招待しているほか、小学生を対象とした劇団四季の公演に特別支援学級の児童を招待するなど、文化芸術の鑑賞機会を提供するよう努めております。

今後におきましても、教育委員会として、こうした取り組みを継続するとともに、国において障害者の生涯学習の推進方策について有識者会議を開催し、国と地方公共団体との役割等を検討していることから、こうした国の動きを注視しながら、本町における特別支援教育の生涯学習化に向けた推進体制の整備や取り組みについて、関係部署と協議・検討してまいりたいと考えております。

< 再 質 問 >

個人情報の問題で、進学及び就職後の追跡調査は行っていないということでもありますけれども、卒業後、就労継続支援など福祉及び労働施策に係る事業が、関係してきます。早期から成人に至るまでの切れ目ない一貫した支援ができるよう行政として取り組むべきではないのか。

【答 弁】

教育長：

早期から成人に至るまで切れ目ない一貫した支援ができるように行政として取り組むべきではないかについてであります。

教育委員会といたしましては、個人情報の問題により、追跡調査には至っていない状況であります。国の特別支援教育の生涯学習化に向けた動きに注視しながら、推進体制の整備や取り組みについて、関係部署と協議・検討をしてみたいと考えております。

< 再々質問 >

個人情報の問題で、いわゆる教育委員会としてという話がありましたが、教育委員会の手を離れたときに、当然、福祉や労働施策に関係する部署との事業があるわけです。その関係も含めた中で、一貫した支援ができるよう行政として取り組むべきではないかということをお聞きしたので、教育委員会以外の部署、いわゆる福祉、労働関係も含めて、障がい者、特別支援に関する質問の答弁をいただきたいと思います。

【答 弁】

教育長：

教育委員会といたしましては、国の特別支援教育の生涯学習化に向けた動きに注視しながら、推進体制の整備や取り組みについて、関係部署と協議・検討をしてまいりたいと考えております。

3 泊原発1, 2号機そばのF-1断層と安全対策及び重大事故等対策について

2011年3月11日に起きた福島第一原発事故を踏まえ、原子力規制委員会の新規制基準ができ適合性審査が始まりました。2013年7月に北海道電力は、泊原子力発電所の原子炉設置変更許可申請を行いました。

2015年12月25日の原子力規制委員会での審査会合において、基準地震動においては、おおむね北電の説明を了とする段階まで来ていました。しかし、規制委員が現地調査を行ったところ、北電の説明と一致しない事実があり、北電にデータの提示や説明を求めましたが、納得できる証拠の提出や説明がない状態が続きました。

北電が、1, 2号機のそばにあるF-1断層が活断層ではないとする、年代を特定する火山灰は新たに調査しても見つからず、ついに今年2月22日開催された第685回会合で、規制委員会は、F-1断層について活断層であることは否定できない、との見解を出しました。

これは新規制基準において、将来活動する可能性のある断層等は、約12ないし13万年前以降の活動が否定できないものとし、必要な場合は約40万年前以降まで遡って活動性を評価することを要求すること、によるものです。

活断層が動いた場合、建屋が損傷し、内部の機器等が損傷するおそれがあることから耐震設計上の重要度Sクラスの建物・構築物等は、活断層等の露頭がない地盤に設置、とあります。

耐震設計上の重要度Sクラスの建物・構築物等とは具体的にどのような建物・構築物を指すのか。

昨年9月6日におきました北海道胆振東部地震において、地震の揺れの強さを示す加速度は、最大で1,796ガルを記録しています。震源地から、50kmほど離れている、栗山の、栗山町の観測地点でも、614ガルを記録しております。現在、適合審査を受けている泊3号機の基準地震動は550ガルとしています。つまり、泊原発から50km離れたところで胆振東部地震クラスの地震が来たら泊原発は耐えられないこととなります。

規制委員会は設計想定を超える事象に対して重大事故等対策を求めています。それはどのような対策なのか。また、それはどのくらいの地震動に耐えられるのか。その根拠はなんなのか。北海道電力から説明を受けているのか。受けていないとすれば説明を求めるべきではないのか。

泊原発敷地内に11本の断層があるが、F-1断層以外の10本の断層が活断層かどうかの調査をすべきと考えるが見解は。

以上、安全・安心の確保が最優先事項である観点からお伺いします。

【答 弁】

町 長：

泊原発1，2号機そばのF-1断層と安全対策及び重大事故等対策について、3項目のご質問であります。

1項めは、耐震設計上の重要度Sクラスの建物・構築物等とは具体的にどのような建物・構築物を指すのか、についてであります。

耐震設計上の重要度分類Sクラスの施設とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈に規定されており、具体的には、地震により発生するおそれがある事象に対して、原子炉を停止し、炉心を冷却するために必要な機能を持つ施設、自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しており、その機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し、放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設及びこれらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設、並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって、その影響が大きいものであり、少なくとも含まれる施設として、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配管系。

使用済燃料を貯蔵するための施設。

原子炉の緊急停止のために急激に負の反応度を付加するための施設、及び原子炉の停止状態を維持するための施設。

原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設。

原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故後、炉心から崩壊熱を除去するための施設。

原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故の際に、圧力障壁となり、放射性物質の放散を直接防ぐための施設。

放射性物質の放出を伴うような事故の際に、その外部放散を抑制するための施設であり、放射性物質の放散を直接防ぐための施設以外の施設。

津波防護機能を有する設備及び浸水防止機能を有する設備。

敷地における津波監視機能を有する施設が、示されております。

2項めは、規制委員会は、設計想定を超える事象に対して重大事故等対策を求めています。それはどのような対策なのか、また、それはどのくらいの地震動に耐えられるのか、その根拠は何か、など、北海道電力から説明を受けているのか、受けていないとすれば説明を求めるべきではないか、についてであります。

新規制基準は、福島第一原子力発電所の事故の教訓や海外の知見を踏まえ、地震や津波などの自然現象により、電源や冷却設備などの原子力発電所の安全を守る機能が失われることのないよう、多重・多様な安全対策を規定しておりますが、それでも炉心や燃料が損傷するような重大事故は、起こりうるとの考えに立ち、重大事故発生に備えた設備の設置や対策を求めています。

その対策については、炉心損傷防止対策、格納容器破損防止対策、放射性物質の拡散抑制対策であり、具体的に、北海道電力では、常設の代替非常用発電機、可搬型代替電源車、可搬型送水ポンプ車、代替格納容器スプレイポンプ、水素爆発を防ぐ装置の設置などの対策を講じているとのことであり、

なお、これらについては、基準地震動に対しても機能が損なわれることのないような設計とすることが要求されていることから、地震動に対する耐震性や

その根拠については、今後の審査会合の中で審査されるものと北海道電力より伺っております。

3項めは、泊原発敷地内に11本の断層があるが、F-1断層以外の10本の断層が活断層かどうかの調査をすべきと考えるが見解は、についてであります。

泊発電所敷地内の断層については、現在、活動が新しいF-1断層を中心に審査が行われておりますが、F-1断層以外の敷地内断層の評価につきましては、その追加調査の必要性も含め原子力規制委員会が新規制基準に基づき判断するものと認識しております。

< 再 質 問 >

重大事故発生に備えた設備の設置や対策は、基準地震動に対して、機能が損なわれないような設計とありますが、基準地震動がまだ確定されていない中での機能が損なわれない設計とはどのような内容をいうのか。北電から聞いているのか。聞いていないとすれば、説明を受けるべきではないのか。

【答 弁】

町 長：

基準地震動がまだ確定されていない中での機能が損なわれない設計とは、どのような内容を北電から聞いているのか、聞いていないとすれば説明を受けるべきではないか、についてであります。

現在、原子力規制委員会による審査会合が進められており、事業者からは、審査スケジュールや、案件の大まかな説明は受けておりますが、審査過程における各々の数値及びその根拠に係る説明は、受けておりません。

< 再々質問 >

泊原発の関係で、北電から聞いていないのかということで、聞いていないという、受けていないという説明が、答弁がありました。それは説明を受けるべきではないですか。

【答 弁】

町 長：

泊原発1、2号機そばのF-1断層と安全対策及び重大事故等対策についてのご質問であります。

基準地震動がまだ確定されていない中での機能が損なわれない設計を、町として、北電より説明を受けるべきではないか、についてであります。

現在、原子力規制委員会による、厳正な審査が進められており、審査過程における、各々の数値及びその根拠に係る説明ではなく、審査結果を踏まえた対策を事業者に求めてまいります。